扶桑町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和44年12月15日条例第7号)

(昭和52年10月1日条例第16号)

(昭和61年9月24日条例第30号)

(平成5年6月29日条例第18号)

扶桑町契約条例(昭和37年11月1日制定)全部を次のように改正する。 (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号及び第8号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分について定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

- 第2条 法第96条第1項第5号の規定による議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)
- 第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地について一件5,000平方メートル以上のものにかかるものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前、扶桑町契約条例(昭和37年11月1日)の規定に 基づいて契約され、その効力が継続中のものは、なお従前の例による。
- 3 扶桑町契約条例(昭和37年11月1日)は、廃止する。

附則(昭和52年10月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和61年9月24日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成5年6月29日条例第18号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。